

2024年5月10日

各位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 大林 東壽
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 コーポレート部門 管理グループ
総務部長 坂下 寿徳
TEL 03-6361-5450

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2024年6月26日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2024年3月26日付け当社プレスリリース「中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせした現行定款第44条（剰余金の配当）に加えて変更するものであります。

記

1. 定款変更の理由

当社は執行役員制度を導入しており、会社の業務執行に対する責任と権限を委嘱し、業務執行の迅速性及び機能性の向上を図っております。

今般、経営の監督と執行の分離を念頭に置いた最適なコーポレート・ガバナンス体制の推進に向け、権限委譲と責任体制をより明確にすることにより取締役会の監督機能を強化させるため、役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役職に一元化し、現行定款第21条に定める役付取締役に関する条文を削除するものであります。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の招集権者及び議長に独立社外取締役を選任できるよう、現行定款第23条に定める取締役会の招集権者及び議長に関する条文を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2024年6月26日
定款変更の効力発生予定日	2024年6月26日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<u>(代表取締役及び役付取締役)</u>	<u>(代表取締役)</u>
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
<p>2 <u>取締役会は、その決議によって会長、社長各1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p>	<p>2 (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p>
<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>をもって<u>選定された取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2 <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>2 (削除)</p>
<p><u>3</u> <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p><u>2</u> <u>前項により選定された取締役に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>4 (条文省略)</p>	<p><u>3</u> (条文省略)</p>
<p>5 (条文省略)</p>	<p><u>4</u> (条文省略)</p>